



平成 29 年 2 月 8 日

各 位

会 社 名 ダイナパック株式会社  
代表者名 代表取締役社長 杉山喜久雄  
(コード：3947 東証・名証第 2 部)  
問合せ先 執行役員経営企画本部長 草野雅夫  
(電話番号 052-971-2651)

## 株式併合、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 2 月 8 日開催の取締役会において、平成 29 年 3 月 24 日開催予定の当社第 55 期定時株主総会に下記のとおり株式併合（5 株を 1 株に併合）、単元株式数の変更（1,000 株から 100 株に変更）及び発行可能株式総数の変更（1 億 2 千万株から 2 千 4 百万株に変更）に係る議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式併合

##### (1) 併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの主旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を、現在の 1,000 株から 100 株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても、全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とするために、株式の併合を行うものであります。

##### (2) 併合する株式の内容

###### ① 併合する株式の種類

普通株式

###### ② 併合の方法・比率

平成 29 年 7 月 1 日をもちまして、平成 29 年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、普通株式 5 株を 1 株の割合をもって併合いたします。

###### ③ 併合により減少する株式数（平成 28 年 12 月 31 日現在）

株式併合前の発行済株式総数	51,612,959 株
株式併合により減少する株式数	41,290,368 株
株式併合後の発行済株式総数	10,322,591 株

(注) 「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

### (3) 併合により減少する株主数

本株式併合を行った場合、5株未満の株式を所有の株主様156名（そのご所有株式数の合計は191株）が株主たる地位を失うこととなります。なお、本株式併合の効力発生日までは、会社法第194条第1項及び当社定款第10条の定めにより、所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に請求することができるとともに、会社法第192条第1項の定めにより、その単元未満株式を買い取ることを当社に請求することができます。

#### <株主構成>

所有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	2,668名（100.0%）	51,612,959株（100.0%）
5株未満	156名（5.8%）	191株（0.0%）
5株以上	2,512名（94.2%）	51,612,768株（100.0%）

### (4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めにより、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じてお支払いいたします。

### (5) 併合の条件

平成29年3月24日開催予定の当社第55期定時株主総会で、本株式併合に係る議案、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

## 2. 単元株式数の変更

### (1) 単元株式数の変更を必要とする理由

上記「1. 株式の併合（1）併合を必要とする理由」に記載のとおり、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の主旨を尊重し、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

### (2) 変更の内容

平成29年7月1日をもちまして、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

（注）上記の変更にあたり、本株式併合及び単元株式数変更の効力発生日は平成29年7月1日となりますが、株式の売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年6月28日となります。

### (3) 変更の条件

平成29年3月24日開催予定の当社第55期定時株主総会で、本株式併合に係る議案、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

## 3. 発行可能株式総数の変更

### (1) 発行可能株式総数の変更を必要とする理由

上記「1. 株式併合」に記載の株式併合により、当社の発行済株式総数が5分の1に減少することから、株式併合の割合に合わせ発行可能株式総数を変更いたします。

### (2) 変更の内容

平成 29 年 7 月 1 日をもちまして、発行可能株式総数を 1 億 2 千万株から 2 千 4 百万株に変更いたします。

### (3) 変更の条件

平成 29 年 3 月 24 日開催予定の当社第 55 期定時株主総会で、本株式併合に係る議案、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

### 4. 今後の日程

取締役会開催日	平成 29 年 2 月 8 日
定時株主総会開催日	平成 29 年 3 月 24 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 29 年 7 月 1 日 (予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成 29 年 7 月 1 日 (予定)
発行可能株式総数の効力発生日	平成 29 年 7 月 1 日 (予定)
株主様宛株式併合割当通知の発送	平成 29 年 7 月下旬 (予定)
株式の処分代金の支払い開始	平成 29 年 8 月中旬 (予定)

(注) 上記のとおり、本株式併合及び単元株式数変更の効力発生日は平成 29 年 7 月 1 日ですが、株式の売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 6 月 28 日となります

以上

(添付資料)

【ご参考】 株式併合及び単元株式数の変更に関する Q & A

## 【ご参考】 株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A

### Q 1 株式併合とはどのようなことですか。

A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、5株を1株に併合いたします。

### Q 2 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

### Q 3 株式併合、単元株式数の変更の目的を教えてください。

A. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させ、日本の証券市場の国際競争力の向上などを目指して、全ての国内上場会社の売買単位を100株に統一することを目標としています。当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）の水準にするとともに、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施いたします。

### Q 4 株式併合によって所有株式数が減少しますが 資産価値に影響を与えないのですか。

A. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様のご所有の当社株式数は株式併合前の5分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は株式併合前の5倍となるからです。また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の5倍となります。

### Q 5 受け取る配当金額はどうなるのでしょうか。

A. 株主様が所有する当社株式数は株式併合により5分の1となりますが、株式併合の効力発生日後に、併合割合（5株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績連動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1株に満たない株式）につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

**Q 6 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。**

- A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株式数に 5 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権の数	所有株式数	議決権の数	端数株式
例①	2,000株	2個	400株	4個	なし
例②	1,100株	1個	220株	2個	なし
例③	1,062株	1個	212株	2個	0.4株
例④	500株	0個	100株	1個	なし
例⑤	433株	0個	86株	0個	0.6株
例⑥	4株	0個	0株	0個	0.8株

株式併合の結果、端数株式（1 株に満たない株式）が生じた場合（上記の例③⑤⑥のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払代金は、平成 29 年 8 月頃にお送りすることを予定しております。

また、効力発生前のご所有株式数が 5 株未満の場合（上記の例⑥のような場合）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

**Q 7 端数株式が生じないようにする方法はありますか。**

- A. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。具体的な手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

**Q 8 株式併合後でも単元未満株式が生じます。 買取りや買増しをしてもらえますか。**

- A. 株式併合後においても、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただけます。具体的な手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

**Q 9 株主は何か手続きをしなければならないのですか。**

- A. 特に必要な手続きはございません。

【お問合せ先】

株式併合及び単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8番4号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
電 話 0120-782-031 (フリーダイヤル)  
受付時間 9:00~17:00 (土日・祝日を除く)